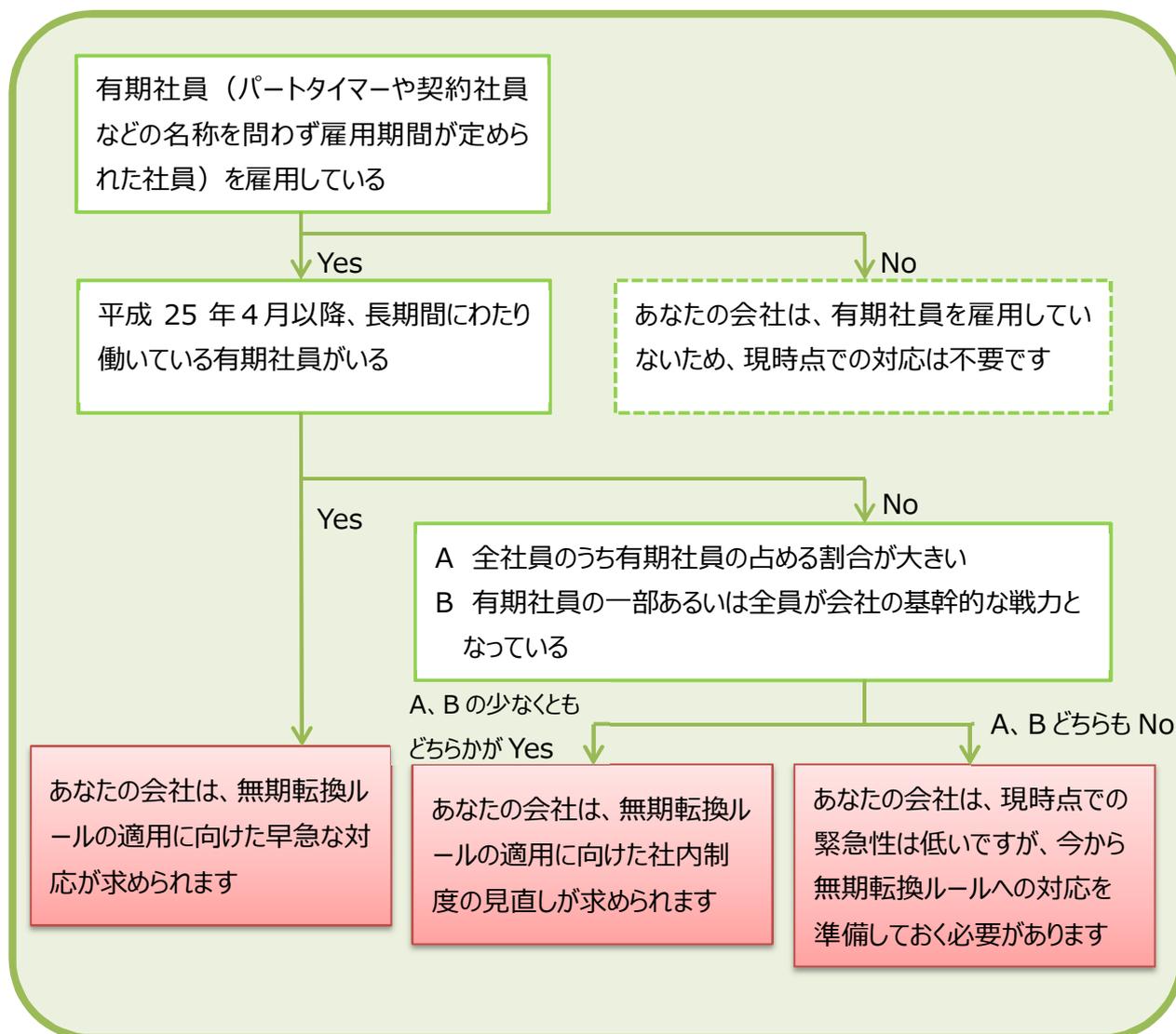


「無期転換ルール」をご存知ですか？

あなたの会社は「無期転換ルール」に対応する必要があるか、次のフローチャートで確認しましょう！



「対象となる社員」とは？

- ☆ 無期転換ルールへの対応が求められるのは、一般に「パートタイマー」「アルバイト」「契約社員」などとよばれている社員です。
- ☆ 但し、これらに限らず、各社が独自に位置づけている雇用形態（例えば、準社員、パートナー社員、メイト社員など）についても、契約期間に定めのある場合は、その名称にかかわらず、すべて「無期転換ルール」の対象となります。
- ☆ なお、「派遣社員」の場合は、派遣元の企業に無期転換の対応が求められます。

無期転換を進めるためのチェックリスト

無期転換ルールの適用に向けて、以下の点について把握・検討が必要となるため、十分な準備期間を確保しましょう。

- 社内の有期社員の実態を把握しましょう
 - ・ どのようなタイプの有期社員がどの程度いるのかを確認しましょう。
- 有期社員の現在の労働条件を確認しましょう
 - ・ 個々の有期社員の労働条件や契約期間、更新回数や更新時期などを確認しましょう。
- 無期転換後の労働条件等を検討しましょう
 - ・ 有期社員の仕事内容を確認し、人材活用方法とともに、無期転換後の役割や処遇を考えましょう。
- 無期転換後の就業規則等について検討しましょう
 - ・ 有期労働契約時と同じ条件とするか、仕事内容や処遇などを変更するかを考えましょう。
- (必要に応じて) 有期社員向けの就業規則の見直しを検討しましょう
 - ・ 無期転換社員との区別を明確化するために、必要に応じて見直しを行いましょう。
- (必要に応じて) 正社員の見直しを検討しましょう
 - ・ 無期転換社員との区別を明確化するために、必要に応じて見直しを行いましょう。
- 対象社員への説明を行いましょう
 - ・ 対象となる有期社員への制度導入等についての説明や労働組合との協議などを進めましょう。

「無期転換ルール」に関する詳細は下記をご確認いただくか、茨城労働局雇用環境・均等室 (TEL 029-277-8295) 又は、各労働基準監督署窓口にてお尋ねください。

有期契約労働者の無期転換ポータルサイト (<http://muki.mhlw.go.jp/>)

茨城労働局ホームページ (<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

<問い合わせ先>

〒310-8511 水戸市宮町 1-8-31 茨城労働総合庁舎 6階

茨城労働局雇用環境・均等室 (指導部門)

TEL 029-277-8295 / FAX 029-224-6265